

居宅介護支援事業者の運営指導における指摘事項等について

1. 令和4年度運営指導状況

居宅介護支援事業所 10 事業所

(基準条例)

宮古島市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例

【参考】

- 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準
(平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 38 号、
前回改正 ; 令和 3 年 1 月 25 日厚生労働省令第 9 号)
- 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について
(平成 11 年 7 月 29 日老企第 22 号、
前回改正 ; 令和 3 年 3 月 16 日老高発 0316 第 3 号・老認発 0316 第 6 号・
老老発 0316 第 5 号)

※宮古島市では令和3年度から居宅介護支援事業所の実地指導（現在：運営指導）において、介護保険最新情報vol.730「介護保険施設等に対する実地指導の標準化・効率化等の運用指針について」を基に独自の自己点検表の提出を依頼しております。

これにより以前の自己点検表より確認項目が少なくなっておりますが、各事業所におかれましては、削除された項目も含め、基準や関係法令の遵守を今一度ご確認ください。

2. 運営指導における主な指摘事項

■ 内容及び手続きの説明及び同意（条例第7条）

<指摘事項>

●重要事項説明書に記載されている内容に修正が必要な箇所が見られたため、利用者への説明内容が不明確であった。

«ポイント»

◎利用者へは常に最新情報で説明を行えるよう、重要事項説明書の内容を確認し、定期的に更新する必要があります。

契約書や運営規程との整合性もご確認下さい。

<指摘事項>

●指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等について説明を行い、理解を得なければならないが、説明がされていないまたは不十分であることが確認された。

«ポイント»

◎令和3年度報酬改定より、運営基準減算（介護報酬の解釈1 P852～P853 注3）に該当する場合がありますので、ご注意下さい。

◎具体的説明方法としては、介護保険最新情報vol.952「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A（vol.3）」問111、112をご参照下さい。

<指摘事項>

●指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること、利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることについて文書を交付して説明を行い、理解を得なければならないが、利用者への説明がされていない事例が確認された。

《ポイント》

- ◎ 令和3年度報酬改定より、運営基準減算（介護報酬の解釈1 P852～P853 注3）に該当する場合がありますので、ご注意ください。

〈指摘事項〉

● 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の契約も含め同意を得なければならないが、重要事項説明書等が結ばれていないまま、サービス提供を行っている事例が確認された。

《ポイント》

- ◎ 同意を得ないままサービス提供が行われた期間については、給付が認められません。

■ 指定居宅介護支援の具体的取扱方針（条例第16条）

〈指摘事項〉

● アセスメントやケアプランに位置づけがない訪問介護員2名での身体介護を行っている。

《ポイント》

- ◎ アセスメントやケアプランに位置づけがないなど根拠のないサービスについては給付が認められません。要介護認定の申請を行った日から、又は、区分変更の申請を行った日からサービスを利用する場合における暫定プランの場合も同様です。

〈指摘事項〉

● 利用票の作成年月日が空欄で利用者の同意を得た日が確認できない。

《ポイント》

- ◎ サービス利用票の作成年月日欄について、平成11年11月12日老企第29号「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」別紙1「居宅サービス計画書記載要領」令和3年度版（介護報酬の解釈3 P910）において、第6表⑫「作成年月日」には「居宅サービス計画からサービス利用票を作成し、利用者の同意を得た日付を記載する」とされています。
- ◎ 支援経過記録に、利用者や事業所への交付日等を記録する必要があります。

<指摘事項>

● 居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握（以下「アセスメント」という。）しなければならないが、アセスメントを行っている根拠が不明瞭で書面での作成を確認することができなかった。

《ポイント》

- ◎ 居宅サービス計画作成にあたっては利用者のニーズ・支援を考慮した上で書面での作成・保管をする必要があります。
- ◎ アセスメントが未作成でサービス提供が行われた期間については給付が認められません。

<指摘事項>

● 利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合に、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めた記録が確認できない。

● 上記の場合に、居宅サービス計画を主治の医師等に交付した記録が確認できない。

《ポイント》

- ◎ 医療サービスを居宅サービス計画に位置付ける場合について、ケアマネジメントの一連の流れをご確認下さい。

■ 勤務体制の確保（条例第22条）

<指摘事項>

● 指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならないが、確認できなかった。

《ポイント》

- ◎ 事業主が講ずべき措置の具体的内容について基準の再確認をして下さい。
- ◎ 厚生労働省HPにてマニュアル等が公開されていますので、ご参照下さい。

■ 秘密保持（条例第26条）

<指摘事項>

- 秘密保持について記載内容が不足している事例が確認された。

«ポイント»

- ◎令和3年度版（介護報酬の解釈2 P863～864）「指定居宅介護支援等の事業所人員及び運営に関する基準」第23条で定められている、記載内容を再度ご確認ください。

<指摘事項>

- 重要事項の交付説明と個人情報を用いる同意を1枚の書式で得ている事例が確認された。

«ポイント»

- ◎重要事項説明に関しては「指定居宅介護支援等の事業所人員及び運営に関する基準」第4条（令和3年度版 介護報酬の解釈2 P840）、秘密保持に関しては「指定居宅介護支援等の事業所人員及び運営に関する基準」第23条（令和3年度版 介護報酬の解釈2 P863～864）と定められているため、分けて記録する必要があります。

■ 広告（条例第27条）

<指摘事項>

- 事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとしてはならないが、パンフレットにおいて、記載の修正を必要とする事例が見られた。

«ポイント»

- ◎事業所の最新内容を確認し、その都度修正をする必要があります。

■ 事故発生時の対応（条例第30条）

<指摘事項>

- 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市、当該利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならないが、その内容が確認できなかった。

«ポイント»

- ◎令和3年度版（介護報酬の解釈2 P866）「指定居宅介護支援等の事業所人員

及び運営に関する基準」第27条で定められている、記載内容を再度ご確認ください。

■ 会計の区分（条例第31条）

〈指摘事項〉

●事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならないが、法人全体の会計としてまとめられていた。

《ポイント》

◎指定居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計を明確に区分する必要があります。

■ 指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準

特定集中減算

〈指摘事項〉

●指定居宅介護支援事業所は、毎年度2回、判定期間における当該事務所において作成された居宅サービス計画を対象とし、減算の要件に該当した場合は、当該事業所が実施する減算適用期間の居宅介護支援のすべてについて減算を適用する。判定期間が前期の場合については9月15日までに、判定期間が後期の場合については3月15日までに、すべての事業者は書類を作成し、算定の結果80%を超えた場合については当該書類を市町村に提出しなければならないが、80%を超えなかった場合についても、当該書類は、各事業所において2年間保存しなければならないが、一部書類の保存がない事例が確認された。

《ポイント》

◎80%を超えなかった場合についても、当該書類は、各事業所において2年間保存が必要です。

入院時情報連携加算

〈指摘事項〉

●入院時情報連携加算を算定するにおいて、要件を満たしている記録等が不明瞭な事例が確認された。

《ポイント》

◎最新情報の算定要件をご確認ください。

退院・退所加算

〈指摘事項〉

- 退院・退所加算について算定要件を満たしていない事例が確認された。

《ポイント》

- ◎要件を満たしていない加算は給付が認められません。

ターミナルケアマネジメント加算

〈指摘事項〉

- ターミナルケアマネジメント加算について算定要件を満たしていない事例が確認された。

《ポイント》

- ◎要件を満たしていない加算は給付が認められません。

特定事業所加算

〈指摘事項〉

- 算定基準のうち、「介護支援専門員に対する計画的な研修の実施」について、「研修記録」が不十分だった。

《ポイント》

- ◎ケアマネジメントの質の向上に資するように、具体的な研修計画を定め実施して下さい。

入浴加算

〈指摘事項〉

- 居宅サービス計画の原案に位置付けた、通所介護利用回数よりも入浴加算利用回数が上回って算定している事例が確認された。

《ポイント》

- ◎入浴加算のみでの給付は認められません。

■その他留意事項

管理者の責務（条例第20条）

〈指摘事項〉

- 管理者は当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならないが、書類が不十分な事例が確認された。

《ポイント》

◎法定書類やその他の業務全般に関する書類等、適切に管理を行い法令遵守に努めなければならない。

個別サービス計画書（条例第16条（12））

〈指摘事項〉

●居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画等指定居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めなければならないが、記録が確認できない事例が確認された。

《ポイント》

◎居宅サービス計画と個別サービス計画の連動性や整合性を高め、意識の共有を図ることが重要です。

管理者要件について（条例第6条第2項）

・「社保審-介護給付費分科会第173回（R1.12.12）参考資料2」P2「令和3年度以降の配慮措置」欄に「中山間地域や離島等においては、人材確保が特に困難と考えられるため、特別地域居宅介護支援加算又は中山間地域等における小規模事業所加算を取得できる事業所については、管理者を主任ケアマネージャーとしない取扱いをすることも可能。」とあることから、現時点において宮古島市では管理者に主任ケアマネージャーの配置を必須とはしていません。

居宅サービス計画書の様式変更について

・介護保険最新情報 vol.958『介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について』の一部改正についてにおいて、居宅介護サービス計画書第6表の標準様式からは利用者確認欄が削除されていますが、記載要領には③「利用者確認」についての記載があり、新様式においても利用者確認が必要です。

宮古島市としては、支援経過への記録のみでは双方で合意確認したということの確認が十分であるとは言えないことから、文書による同意の場合、支援経過とは別に双方の合意確認ができるようにして下さい。（例：第6表欄外に署名または押印をもらう）

居宅サービス計画の届出について（条例第16条第18号の3）

・介護保険最新情報 vol.1006『指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第十三条第十八号の三に規定する厚生労働大臣が定める基準』の告示及び適用について』及び vol.1009「居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証等につ

いて」が通知されています。今後該当する居宅介護支援事業所におかれましては、宮古島市から提出の依頼があった場合は、ご協力よろしく願いいたします。

※以下については、3年間の経過措置を設けており、令和6年3月31日までの間は努力義務となっています。一方、これらの取組については、経過措置期間であってもより早期に取組を行うことが望ましいものであることにご留意下さい。

■ 運営規程 虐待の防止のための措置に関する事項（条例第 21 条第 6 号）

■ 業務継続計画の策定等（条例第 22 条の 2）

■ 感染症の予防及びまん延防止のための措置（条例第 24 条の 2）

■ 虐待の防止（条例第 30 条の 2）

◎ 厚生労働省 HP にてマニュアル等が公開されていますので、ご参照下さい。